

令和元年 11 月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和元年 11 月 6 日（水）午後 2 時 30 分から午後 4 時 52 分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第 32 号） 相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則について（教育局）

日程第 2（議案第 33 号） 相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について（教育局）

日程第 3（議案第 34 号） 相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について（教育局）

日程第 4（議案第 35 号） 相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則について（教育環境部）

日程第 5（議案第 36 号） 教育財産の公用廃止について（教育環境部）

日程第 6（議案第 37 号） 教育財産の公用廃止について（生涯学習部）

日程第 7（議案第 38 号） 相模原市立博物館協議会委員の人事について（生涯学習部）

日程第 8（議案第 39 号） 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について（教育局）

日程第 9（議案第 40 号） 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（学校教育部）

日程第 10（議案第 41 号） 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について（学校教育部）

日程第 11（議案第 42 号） 令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について（教育局）

日程第12（議案第43号） 令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正
について（教育局）

4．報告案件

日程第13（報告第9号） 平成31年4月実施全国学力・学習状況調査の本市の分
析結果について（教育センター）

出席した教育長及び委員（5名）

教 育 長	鈴木英之
教育長職務代理者	小泉和義
委 員	永井廣子
委 員	平岩夏木
委 員	宇田川久美子

欠席した委員（1名）

委 員	岩田美香
-----	------

説明のために出席した者

教育局長	小林輝明	教育環境部長	渡邊志寿代
学校教育部長	細川恵	生涯学習部長	大貫末広
教育局参事 兼教育総務室長	佐野強史	教育総務室担当課長 (人事給与班)	磯見学俊
教育総務室担当課長 (総務企画班)	江野学	教育総務室主査	小口志保
教育総務室主査	的場秀剛	教育総務室主査	境賢
学務課長	岩崎雅人	学務課担当課長 (学務班)	中嶋雅樹
学務課主査	篠崎教行	教育環境部参事 兼学校保健課長	原田道宏
教育環境部参事 兼学校施設課長	小杉雅彦	学校施設課担当課長 (計画班)	富岡重樹
学校教育課長	篠原真	学校教育部参事 兼教職員人事課長	農上勝也

教職員人事課担当課長 (人事班)	渡部 賢一	教職員人事課主査	越田 進之介
教職員給与厚生課長	沖本 健二	教職員給与厚生課 担当課長(給与班)	山口 幸司
教職員給与厚生課主査	内山 智弘	教育センター担当課長 (研究・研修班)	加藤 政義
教育センター指導主事	小林 岳有	学校教育部参事 兼青少年相談センター所長	小泉 勇
青少年相談センター 担当課長(就学相談班)	水野 正人	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	遠山 芳雄
生涯学習課担当課長 (公民館支援班)	小中 信幸	生涯学習課主査	長島 正浩
博物館長	兼杉 千秋	博物館担当課長 (企画情報班)	菊地原 貴史
博物館総括副主幹 (学芸班)	木村 弘樹		
事務局職員出席者 教育総務室主任	島崎 順崇		

開 会

鈴木教育長 会議に先立ちまして、先月、10月の台風被害につきまして、お話をさせていただきます。ご承知のとおり、10月は、台風19号、それから、21号の関係で、東日本を中心に甚大な被害がございました。特に本市では、台風19号、10月12日から13日にかけて、私もここに泊まりましたけれど、非常に大規模な洪水ですとか、土砂崩れなど、緑区を中心に大きな被害がございまして、家族4人が乗った車が川に転落し、小学生のご姉弟がお亡くなりになるなど、6名の尊い命が失われました。現在も消防と警察で2名の方の捜索を続けております。

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられました皆様に、心よりお悔やみを申し上げます。

ここで台風19号により、お亡くなりになりました方々のご冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。

それでは、皆様、ご起立願います。

黙祷。

(黙 祷)

鈴木教育長 ありがとうございます。ご着席ください。

なお、教育委員会では、藤野北小学校に土砂の流入があるなど多くの影響がありました。が、台風19号関連のお話につきましては、後ほど改めてお伝えさせていただきます。

それでは、ただいまから相模原市教育委員会11月定例会を開会いたします。

本日の出席は5名で、定足数に達しております。なお、本日、岩田委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と私、鈴木を指名いたします。

それでは日程に入ります。

相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則について

相模原市教育委員会の非常勤特別職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について

相模原市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正する規則について

鈴木教育長 はじめに日程 1、議案第 3 2 号、「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則について」から、日程 3、議案第 3 4 号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」までにつきましては、関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明します。

佐野教育総務室長 では、議案第 3 2 号、相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則についてから、議案第 3 4 号、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてまでについては、関連がございますので一括してご説明申し上げます。なお、説明が議案の関係上、前後いたしますので、ご了承いただければと思います。

では、今回の議案第 3 2 号から議案第 3 4 号までの議案でございますけれども、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正を踏まえ、現行の非常勤特別職の職の見直しや、臨時的任用の厳格化並びに従来の非常勤一般職の新たな仕組みである、会計年度任用職員制度を導入するに当たり、職の設置、給与及び費用弁償について関係規則の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、はじめに議案第 3 3 号、相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則についてをご覧いただきまして、そちらを 1 枚おめくりいただきたいと存じます。

議案第 3 3 号、関係資料 1 をご覧いただければと思います。

本議案でございますけれども、地方公務員法の改正を踏まえた非常勤特別職の職の見直しに伴い、1 の新設する職に記載してございますとおり、公民館長の職について、各公民館の運営に関し助言を行う職として整理し、新たに相模原市教育委員会の非常勤特別職職員として規定するものでございます。

また、報酬額につきましては、月額 7 万円、青根、沢井、佐野川及び牧野の各公民館につきましては、1 万 4 , 0 0 0 円といたします。

次に、2 の規則から削除する職につきましては、現行の非常勤特別職の職の見直しに伴い、会計年度任用職員、任期付職員、再任用職員等へ移行することと整理した職及び廃止する職でございまして、表のとおり、計 1 8 の職について、見直し等を行うものでございます。

次に、議案第34号、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてをご覧いただければと思います。

2枚おめくりいただきまして、議案第34号、関係資料1をご覧いただきたいと存じます。

本議案につきましても、地方公務員法の改正に伴い現行の臨時的任用職員及び非常勤職員の職を廃止するとともに、会計年度任用短時間勤務職員の職を新たな職として設置し、移行させるものでございます。会計年度任用短時間勤務職員に移行する職は、表のとおりでございます。現行の非常勤一般職から移行する職が16職、教育委員会が設置している非常勤特別職から移行する職が24職となります。

最後に、議案第32号、相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則についてをご覧ください。

5枚ほどおめくりをいただきまして、議案第32号、関係資料1をご覧いただきたいと存じます。

本議案は、相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものでございます。

はじめに、1の報酬等についてでございますが、学校職員以外の会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額のうち、(1)の日額により支給する職については、市の規則であり、相模原市会計年度任用短時間勤務の給与及び費用弁償に関する規則の別表1で規定する会計年度任用短時間勤務職員日額報酬表のとおりといたします。

資料につきましては、2枚おめくりいただき、議案第32号関係資料2のところをご参照いただければと思います。

お戻りいただきまして、(2)の勤務時間が1月又は1年において一定である職につきましても、月額により報酬を支給します。額につきましては、議案の別表第1、会計年度任用短時間勤務職員月額報酬一覧表のとおりでございます。議案を最初から1枚おめくりいただきますと、その表がございますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、関係資料1にお戻りいただきまして、(3)の初任給基準につきましては、日額報酬表を適用するものは、議案の別表第2、初任給基準表のとおりと定め、月額報酬表を適用するのにつきましては、議案の別表第1の各職の1号給といたすものでございます。

関係資料1を1枚おめくりいただきまして、(4)につきましては、再度の任用を繰り返した方の初任給の号給の決定などがございますけれども、こちらにつきましては、市長

事務部局の会計年度任用短時間勤務職員の例によることといたすものでございます。

次に、2の学校職員の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償についてでございます。

学校事務補助員と非常勤講師につきましては、会計年度任用短時間勤務職員の職ではありませんけれども、その根拠となります条例が、一般職給与条例ではなく、学校職員の給与条例を根拠としていることとございますことから、法制上、他の職とは分けて、別途規定する必要があることから、2の(1)から(4)のとおり規定するものでございます。なお、規定に当たりましては、報酬額の算出方法や根拠とする考え方は、これまで説明した他の職と同じものでございます。

次に、2の期末手当、通勤費及び割増報酬額等についてでございます。こちらにつきましては、相模原市一般職の給与に関する条例、相模原市学校職員の給与に関する条例の適用を受ける会計年度任用短時間勤務職員は、いずれも期末手当、通勤費、割増報酬及びその他報酬等についての必要な事項は、市の規則でございます相模原市会計年度任用短時間勤務の給与及び費用弁償に関する規則の規定の例によることといたすものでございます。

最後に、今回提案いたします3つの規則の施行期日につきましては、令和2年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第32号から議案第34号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

そもそも、こういう制度改正の背景というのは何があるのか、ちょっと簡単に説明していただけますか。

佐野教育総務室長 今回の制度改正の背景ですが、非常勤特別職というのは、本来、専門的知見のアドバイス等をいただく職でございます。それこそ、非常勤特別職としてのお仕事を本業とするものではなくて、あくまでもその方の持っている知識の一部をお借りするような、そういう制度でございますけれども、自治体によりましては、非常勤特別職という名のもとに、いわゆる非常勤一般職の職員と同じような勤務の常態化が見受けられるといった状況が全国的にございました。そうした中で、本来であれば一般職の職員を雇い、そういった業務に当たらなければいけない部分を、非常勤特別職の職員に仕事をさせているというような、そういった課題等もあったことから、国の方で、非常勤特別職という任

用制度を厳格化するとともに、会計年度任用職員ということで、1年間を期限として任用することができる職を新たに設置したというところがございます。

鈴木教育長 それに基づいて、教育委員会も職の整理をここで行ったと。

勤務条件で一番大きな違いは期末手当ですか。

佐野教育総務室長 一番はやはり、短時間勤務職員といえども、正規職員と近い勤務条件で働いている方については、期末手当を支給しましょうというのが、報酬面でいえば一番大きなところがございます。

小泉教育長職務代理者 それによって、素人考えですけれども、結構予算が積み上がってしまうような気がするのですが、それに対しての対応はどう考えているのでしょうか。

佐野教育総務室長 今回、端的に言いますと、期末手当分が、これまでにない支出となるわけでございますけれども、これにつきましては、来年度からの運用の開始になりますので、事前の庁内調査の中で職員課、市長部局を通じて、必要額の調査等を行いながら、必要な予算については確保しているところがございます。

なお、相模原市でいえば、期末手当を支給することによって年収ベースでは増額するのですが、報酬月額につきましても併せて見直しておりまして、期末手当の額がそのまま丸々増えるということではないというところがございます。

以上でございます。

永井委員 まず、お給料が安いといい人が来なくなるということにつながると思うのですが、そういう意味で、いい人来てもらえるような給料体系になっているのか、ちょっと疑問だなということと、あと公民館長の7万円というのは本当に適切かというか、いろいろな考え方があるのですが、本当に人柄もよく、いろいろなことがおできになって、名誉職でもあるのですけれども、やはりいい人来ていただくということを考えると、これで来ていただいているのは本当にいつも申し訳ないなという気持ちにこちらがなってしまうような金額な気がするのですが、そういうところはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

鈴木教育長 では、2点、1つは、人材確保のための給与水準はどうかということ。先にそれについて。

佐野教育総務室長 まず、水準でございますけれども、今回、日額報酬、あるいは月額報酬でございますが、市の一般職、我々の給与をベースに時間給及び日額を算出してございます。また、実際に学校現場で任用を行います非常勤講師の方につきましては、やはりあ

る程度の報酬額を用意することによる人材確保といったことも少し考慮して、他の職とは違って、少し高目に報酬額を設定しているということはしてございます。

鈴木教育長 もう1点、公民館の館長の報酬について。

遠山生涯学習課長 公民館長の報酬でございますけれども、まず、報酬に入る前に、ここで職の整理を一旦行っております。もともとが、公民館長に関しては社会教育法に規定をする職でございます、その社会教育法の中では、公民館の行う各種事業の企画、実施、その他、必要な事務を行い、所属職員を監督する。こういったことが社会教育法の中で規定をされています。

今回の非常勤特別職の見直しがある中で、国の方でも文部科学省と総務省の方で調整をしていく中では、文部科学省側では、社会教育法は改正しない。総務省の方でも、今回の地方公務員法の改正はこのとおりにいくと。という形になると、今のまま、非常勤特別職では、そのまま持っていけないということとなりました。

そういったことから昨年度10回、本年度5回、公民館長の代表者、それから、館長代理の代表者などで構成する公民館あり方検討会で、公民館長の職を今後、どうすべきかということ合計15回、議論を現在まで行ってきています。

そういった中で、議案第33号の中にもありましたけれども、公民館運営に当たって、地域から推薦された人材が公民館運営に対して助言を行うといったことが、今後の公民館運営に必要であろうというようなことから、法定の非常勤特別職に関しては、市全体の非常勤特別職の条例の中で定めることとなりますが、そこは違って、教育委員会独自に必要なだろうということで、議案第33号の中で、まず職としては整理をさせていただいたということが1点です。

それから、報酬の額でございますが、今年度までは、いわゆる公民館の最高責任者ということで、教育長から委任をされている、例えば、公民館の貸館の使用許可であるとか、いろいろな権限を持っておりましたが、その部分については、今後は助言に特化されますので、今度は権限を持たなくなります。しかしながら、この助言という機能が、公民館の運営では非常に重要であろうという観点が1点。

それから、もう1点は実際の勤務時間はどれくらいかということなのですが、要綱では、月50時間を概ねというふうなことを定めているのですが、実際に昨年度の状況を見ると、60数時間、昨年5月の状況では、66時間というような、そういう実績がございます。

そういったことから、今の公民館長、社会教育法に規定する職として5万円という形で

定められているところでございますが、今度、助言だけという形にはなりますが、そうはいっても、いろいろなことが出てくるというふうなことで考えると7万円ぐらいが適当であろうと、我々の中で判断をさせていただきまして、この金額で提案をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 職務内容を絞ったうえで報酬額は上げたというような形ですか。7万円がいいのかどうかという。

永井委員 いろいろな会議とかにもおいでになって、呼ばれたりとか、ご挨拶もあるのですけれども、委員にもなられたりとかすると拘束される時間も長いし、大変だろうなと思ったりするので。

遠山生涯学習課長 確かに、公民館長は地域の中でいろいろな委員に選出されています。具体例を挙げますと、まちづくり会議の委員であるとか、あるいは介護保険の方で定める地域ケア会議の地域づくり部会であるとか、あるいは今年は3年に一度の民生委員の改選の時期でもありましたので、民生委員の推薦協力会など、いろいろありまして、公民館長によっては、最高で22の兼職を地域で行っていると。大体平均して、14ぐらいの職を兼ねているというような状況でございます。

では、こうしたものがなくなってしまっているのかというような、そういう議論もしたところですが、やはり公民館長として、幅広い人材ネットワークを持っている中で、公民館だけに限らず、いろいろな部分でも、やはり引き続き活躍していただく必要があるだろうと。そういったことから、我々としては少し職務内容を絞った中でも、若干報酬を充実することで、今後の担い手の確保にも努めていきたいと考えたところでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 これは全体の市民への周知みたいなのは、どんな形で行うのでしょうか。

佐野教育総務室長 こちらにつきましては、庁内については既に周知をしております。また、新たな制度といたしまして、今、11月25日以降、令和2年度の募集に向けまして、募集案内ですとか、そういったものを各まちづくりセンター等に配架をする予定でございます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行いたいと思います。区分して行います。

議案第32号、「相模原市教育委員会の会計年度任用短時間勤務職員の給与及び費用弁償に関する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第32号は、可決されました。

次に、議案第33号、「相模原市教育委員会の非常勤特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

次に、議案第34号、「相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等
に関する規則について

鈴木教育長 次に、日程4、議案第35号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則について」を議題といたします。

事務局より説明します。

渡邊教育環境部長 議案第35号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案8ページ、提案の理由をご覧くださいと存じます。

本議案につきましては、相模原市立学校の設置に関する条例の改正、これは青野原小学校及び青根小学校並びに青野原中学校及び青根中学校を廃止し、新たに義務教育学校として、相模原市立青和学園を設置するための条例の改正でございますが、この改正に伴いまして、関係規則の整備、その他、所用の改正をいたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、別冊の新旧対照表とあわせて、最後に1枚おつけしております、議案

第35号、関連資料をご参照いただければと存じます。

新旧対照表1ページの相模原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正から、13ページの相模原市教育委員会公印規則の一部改正まで、相模原市立学校の設置に関する条例の改正に伴い、本市においては、義務教育学校は初めて設置する学校種となり、用語の整理等の所要の改正の必要が生じるため、当該規則を整備するものでございます。

新旧対照表15ページをご覧いただきたいと存じます。

学校教育法施行細則の改正でございますが、18ページ下段からの別表第1の小学校通学区域の表から青野原小学校の項及び青根小学校の項を削るとともに、別表第2の中学校通学区域の表から青野原中学校の項を削り、別表第2の次に別表第3として、20ページのとおり義務教育学校通学区域の表を加え、青和学園の通学区域を緑区青根、青野原、寸沢嵐2336番地から2467番地までとするものでございます。

新旧対照表21ページをご覧いただきたいと存じます。

相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例施行規則の一部改正から、30ページの相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部改正まで、用語の整理等の所要の改正の必要が生じるため、当該規則を整備するものでございます。

恐れ入りますが、議案にお戻りいただきまして、議案7ページ下段の附則をご覧いただければと存じます。

施行期日につきましては、本規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。なお、相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に当たりまして、相模原市学校職員の給与に関する条例第20条の規定に基づく人事委員会との協議結果につきましては、応諾を得ているところでございます。

以上で、議案第35号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 改正数としては、総数でどのくらいあるのですか。漏れてはいけないなというところで。

岩崎学務課長 今回、提出させていただきましてのは、全部で14でございます。

永井委員 これは学校の言葉の改正ということですよ。

鈴木教育長 言葉の整理をさせていただいているという。

よろしいでしょうか。

(「なし」)の声あり

鈴木教育長 これより採決を行います。

議案第35号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

教育財産の公用廃止について

鈴木教育長 次に、日程5、議案第36号、「教育財産の公用廃止について」を議題といたします。

事務局より説明します。

渡邊教育環境部長 議案第36号、教育財産の公用廃止につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、教育財産の公用廃止をいたしたく、提案させていただくものでございます。

本件は、市立青野原小学校及び青根小学校並びに市立青野原中学校及び青根中学校を廃止し、義務教育学校として、市立青和学園を設置することに伴い、市立青根小学校及び青根中学校並びに旧青根小学校の敷地及び建物を公用廃止するものでございます。

公用廃止物件の概要について、ご説明申し上げます。

青根小学校及び青根中学校の位置は、相模原市緑区青根1926番地、敷地面積は、1万1,290㎡で、建物は鉄筋コンクリート造3階建ての校舎等、延べ床面積3,551㎡でございます。また、旧青根小学校の位置は、相模原市緑区青根1331番地、敷地面積は2,497㎡で、建物につきましては校舎等が火災により焼失しているため、鉄骨その他造、1階建ての屋内運動場等延床面積274㎡でございます。

なお、公用廃止の期日につきましては、令和2年3月31日でございます。

議案第36号、関係資料1ページの案内図をご覧いただきたいと存じます。

青根小学校及び青根中学校は、地図左側の網掛け部分でございます。また、旧青根小学校は、地図右側の網掛け部分でございます。

公用廃止物件の詳細につきましては、2ページに青根小学校及び青根中学校について、3ページに旧青根小学校につきまして、配置図をお示ししたものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

永井委員 廃止については特に異論はないのですが、今、青根小、中学校として使われている建物なのですが、結構すてきな建物で今後、どうなるのかなというのがちょっと気かりなのですが、公用廃止後というのは、どうなるかというのはわかりですか。

小杉学校施設課長 今後の跡地利用、建物利用についてでございますけれども、教育委員会の財産から外れますと、市長部局が直ちに引き継がなければならないということで、こちらの方で、今後の土地利用について、運用を考えていくということで、今現在は、市長部局におきまして企画政策課を中心に、また緑区役所、主には津久井まちづくりセンターが中心となって、今後の検討を行っていくということになってございます。そして、地域におきましても、検討組織をこの間立ち上げたということで、青根まちづくり検討委員会が組織されて、その地域の方々の意向を踏まえながら今後、調整が図られていくと伺っております。

以上です。

鈴木教育長 ちなみに、そのまちづくり検討委員会は、もう立ち上がっているのですか。

小杉学校施設課長 基本的に、組織として立ち上がってはいるのですが、まだ会議が開催された実績は実はございません。この台風19号で、いろいろとまちづくりセンターの方も錯綜しておりまして、まだ、会議自体は開催されていないという状態です。

以上です。

鈴木教育長 他に質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」)の声あり

鈴木教育長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第36号、「教育財産の公用廃止について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第36号は、可決されました。

教育財産の公用廃止について

鈴木教育長 次に、日程6、議案第37号、「教育財産の公用廃止について」を議題といたします。事務局より、説明いたします。

大貫生涯学習部長 では、議案第37号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、城山総合事務所周辺公共施設再編に伴います城山公民館の移転により、現城山公民館の建物の公用を廃止いたしたく、提案するものでございます。

なお、城山公民館の位置の変更等に関する、相模原市立公民館条例の一部改正につきましては、本年5月の教育委員会定例会及び6月の市議会定例会議においてご決定いただいているものでございます。

公用廃止をする、現在の城山公民館について、ご説明させていただきます

位置は、相模原市緑区久保沢1丁目3番1号。

構造は、鉄筋コンクリート造地上4階地下1階建て。このうちの2階、3階及び4階が公民館部分となりまして、延べ床面積は2,205.44㎡でございます。

公用の廃止日につきましては、新しい公民館に移転いたします、令和元年12月1日でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案第37号関係資料、案内図をご覧いただきたいと存じます。

現在の城山公民館と移転後の城山公民館の位置関係は、図の斜線の部分のとおりでございます。

あと、裏面をさらにご覧いただきたいと存じます。

現在の城山公民館の配置図は、ご覧のとおりでございます。網掛けの部分となっております。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

ちなみに、12月1日、公用廃止なのですけれども、ここで何かセレモニーみたいなも

のはやるのですか。

遠山生涯学習課長 城山公民館につきましては、新しい移転先の城山保健福祉センターのところが城山公民館となりまして、今の予定では、来年3月中旬に新たにオープンするわけですが、その際には、新城山公民館オープン記念イベント、これを、詳細は未定でございますが、実施したいと考えているところでございます。

ただ、12月1日は、今の城山総合事務所の中から保健センターの方に移るということになりまして、利用自体は11月24日曜日までを考えておりますが、既存施設で何かというようなことは考えてないところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第37号、「教育財産の公用廃止について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第37号は、可決されました。

相模原市立博物館協議会委員の人事について

鈴木教育長 次に、日程7、議案第38号、「相模原市立博物館協議会委員の人事について」、を議題といたします。

事務局より説明します。

大貫生涯学習部長 では、続きまして、議案第38号、相模原市立博物館協議会委員の人事についてをご説明申し上げます。

本議案は、相模原市博物館協議会の全ての委員が、本年11月19日をもって、任期満了を迎えますことから、後任の委員を委嘱いたしたく、提案するものでございます。

はじめに、恐れ入りますが、2枚目の裏面、このホチキスどめの資料の一番裏のところですね。議案第38号参考資料をご覧ください。

相模原市立博物館協議会は、博物館法の規定に基づきまして博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として設置しております。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市の住民で構成し、定数は10人、任期は2年となっております。

資料 1 枚目の議案書裏面の委員名簿をご覧くださいませでしょうか。

委嘱する委員につきまして、選出する区分ごとにご説明をさせていただきます。

名簿のうち、学校教育の関係者につきましては、新任であります相模原市立内郷小学校校長の沼澤俊宏氏。同じく新任であります神奈川県立弥栄高等学校副校長の五十里雅子氏の 2 名でございます。

社会教育の関係者につきましては、再任であります相模原市文化財研究協議会会長の戸塚厚生氏。新任であります相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会副会長の林さとみ氏の 2 名でございます。

家庭教育の向上に資する活動を行う者につきましては、新任であります相模原市女性学習グループ連絡協議会代表の吉川恵美氏でございます。

以上の 5 名につきましては、それぞれの選出区分に応じた団体から推薦をいただいているものでございます。

推薦を依頼するに当たりましては、博物館協議会の会合の場で、それぞれの所属する団体や現場の意見などを踏まえまして、博物館の運営に関し、ご発言、ご議論いただけるのにふさわしい方の選出をお願いしたものでございます。

次に、学識経験のある者につきましては、自然科学分野から新任であります日本大学生物資源科学部特任教授の岩野秀俊氏、人文科学分野から新任であります桜美林大学人文学系長・教授の浜田弘明氏、天文分野から再任であります、宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所准教授の生田ちさと氏の 3 名でございます。

市の住民につきましては、公募の上、選考いたしました結果、2 名を新たに委嘱するものでございます。まず、遠藤正典氏でございますが、家業に勤しむかたわら、66 歳で大学の通信教育部に入学して、学芸員課程を受講されている方でございます。来々 9 月卒業時には、学芸員資格を取得予定とのことでございます。大学入学時から、当博物館の資料、また、文献等を閲覧するなど、活用いただいております。これまで学んできたことを地元のために役立てたいということで応募いただいたものでございます。

最後に谷内多賀子氏でございますけれども、企業で宇宙開発に関する事業に従事するかたわら、大学で学校教育、また、社会教育を学ばれ、学芸員資格や、高等学校教諭 1 種免許証を取得され、本年 3 月に定年退職された方です。当博物館が幅広い層の老若男女の楽しく学べる社会教育の場として、より発展した運営がなされるよう、支援をしたいということでご応募いただきました。2 名の方からは、今後の博物館の運営や活動に対して、

様々なご意見を伺えるものと考えてございます。

それから、委員の任期につきましては、令和元年11月20日から令和3年11月19日までの2年間となっております。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

宇田川委員 わからないので教えていただきたいのですが、任期満了になって次の期も再任か、それともここでも満了でやめるかというのは、ご本人の意思なのですか。

兼杉博物館長 まず、ご本人に意思の確認をさせていただいております。ただ、最長で5期を目安をお願いをしているところもございますので、今回はお二人が更新という形になります。

以上でございます。

宇田川委員 そうしますと、10名のうち結局、再任の方が今、私の理解だと2名で、8名の方は新しく変わられているのですが、割合としては大体このような形なのでしょうか。10名のうち8名が新しく交代していくのはシステムとして、どうなのかなと思ったのですが、大体このような形で循環していくのでしょうか、比率として。

兼杉博物館長 これまでは割と更新をされる、特に学識の方は長くされている方もいらっしゃいましたが、やはりご本人の本業等のご都合もございますので、確認をさせていただきます、今回はお2人という形になってございます。

以上でございます。

鈴木教育長 1つは、市の審議会委員などの縛りがあって、最高で10年という。今回の場合、1期2年ですので、10年に引っかかってしまった方がいるのが1点。

それから、もう1点は各団体をお願いしたときに、充て職的に校長会ですとか、PTAからは人が変わって出てくるケースが多いのですから、こういう配置になってしまったというところが本当のところですかね。

ちなみに公募の方は何名応募があったのですか。

兼杉博物館長 今回は4名の応募者がございました。

鈴木教育長 4名あって、そのうち2名の方という。

よろしいでしょうか。

では、質疑ご意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第38号、「相模原市立博物館協議会委員の人事について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

ここで休憩いたします。午後3時35分に再開いたします。

(休憩・15:23～15:35)

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、日程8、議案第39号、「相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明します。

佐野教育総務室長 議案第39号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、新たな行政課題に的確に対応し、及び効果的な行政運営を推進するための職員の提出に係る規定の改正等を行うことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目の議案第39号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

相模原市職員定数条例の改正の概要につきまして、教育委員会にかかわる部分のみを表で示したものでございます。

1の教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員定数に係る規定の改正の内容でございますが、学校の職員の定数を9名減ずるものでございます。この減員につきましては、今年度末に退職する技能職員9名の不補充分でございます。

次に、2の施行期日についてでございますが、令和2年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いします。

ちなみに技能職員 9 名は、細かく言うとうどういう職なのですか。

佐野教育総務室長 まず、8 名につきましては、給食調理員の方でございます。1 名が介助員の方でございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 学校職員の定数について、算出方法と申しますか、どのような形で 3, 268 という数字が出るのでしょうか。

佐野教育総務室長 まず、学校の職員でございますけれども、具体的には学校に勤務する職員のことと申しまして、校長、副校長、教諭のほか、先ほど言いましたように、給食調理員、あるいは学校技能員等の定数でございます。そのうち、学校教員等の定数につきましては、いわゆる児童生徒数等を勘案した中で、必要な人員等を定数として確保したものでございます。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 となると、毎年変わるということですか。それとも、基本数値は固定して、上限をプラスマイナスするという。

佐野教育総務室長 定数につきましては毎年、市長部局もそうですが、変わるものと認識してございます。

ただ、一方で、今、策定をしております定数管理計画においては、4 年間を通した定数の市全体の推計等を出しておりますので、基本的には、その定数を超えない範囲の中で、毎年、こういった定数の決定をしていくものと考えております。

平岩委員 これは、9 名は補充せずということですが、補充しないで特に業務の支障というのはないのでしょうか。

佐野教育総務室長 先ほど、9 名のうち 8 名につきましては、給食調理員でございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる給食調理業務を委託等することによりまして、対応しているところでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 それでは、ほかにご意見ございませんか。

(「なし」) の声あり

鈴木教育長 ございませんので、これより採決を行います。

議案第39号、「相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

鈴木教育長 次に、日程9、議案第40号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明します。

細川学校教育部長 議案第40号、相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当並びに任期付職員の給与に係る規定を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、議案とは別にお配りいたしました、議案第40号、関係資料の2ページ下段(3)をご覧いただきたいと存じます。

今回の意見聴取の対象となります、相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

アの給料の改定につきましては、教育職給料表及び学校事務職給料表について、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告等を勘案し、給料月額を引き上げるものでございまして、教育職給料表の適用を受ける職員につきましては、平均改定額220円、改定率にいたしますと平均0.07%の増額改定を、また学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましては、平均改定額332円、改定率にいたしますと平均0.12%の増額改定を行うものでございます。

イの任期付職員の給与水準の見直しにつきましては、任期付職員について、常勤職員と同様の号給の適用、初任給の決定及び昇給を行うための改正、並びに勤勉手当の支給総額の上限に係る規程の改正を行うとともに、職務の級に応じて支給することとしていた義務教育等教員特別手当について、職務の級及び号給に応じて支給することとするものでござ

います。

次に2の施行期日につきましては、令和元年12月1日とするものでございますが、ただいまご説明いたしました1の(3)アの規定につきましては、平成31年4月1日に遡り適用することとし、1の(3)イの規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、関係資料の1ページ下段、イ勤勉手当の支給割合の改定につきましては、勤勉手当の合計を0.05月引き上げるものでございまして、教育職給料表及び学校事務職給料表の適用を受ける職員につきましても同様に引き上げとなるものでございます。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

永井委員 初歩的な質問で、今までも聞いたかもしれないんですけど、勤勉手当というのは、一般企業でいうと何に当たるものなののでしょうか。

沖本教職員給与厚生課長 勤勉手当については、民間でいうとボーナスのうちの能力給といいですか、そういったところで成果、評価によって、若干の違いが出るものでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 確かに分かりにくいですね。一般企業でいうと、ボーナスはボーナスなんですけれど、年数などで定まったものと違って、職員の成果によって若干額が変わるようなものなのですね。

他のご質疑、あるいはご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」)の声あり

鈴木教育長 それでは、これより採決を行います。

議案第40号、「相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第40号は可決されました。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

鈴木教育長 次に、日程10、議案第41号、「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明します。

細川学校教育部長 議案第41号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、障害等により配慮を必要とする次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒について、就学前からその後における一貫した支援の充実を図るため、相模原市就学指導委員会の名称及び設置目的を改正する本条例について、市長から意見を求められたため、同意することについて提案するものでございます。

改正の内容につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の2枚目、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

附属機関の設置目的及び名称についてでございますが、就学後からその後における一貫した支援の一層の充実に向け、条例における設置目的を記載のとおり改正し、同委員会の機能を拡充するとともにその実態に合わせて、相模原市就学指導委員会を「相模原市教育支援委員会」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案1ページにお戻りください。

次に附則についてでございますが、第1項では条例の施行期日について令和2年4月1日からとするものでございます。

第2項では、経過措置といたしまして、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の附属機関の設置に関する条例に定める相模原市就学指導委員会の委員である者は、この条例による改正後の附属機関の設置に関する条例に定める相模原市教育支援委員会の委員とみなし、その任期は改正前の条例による任期の残任期間とするものでございます。

また、第3項では、相模原市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償にかかわる条例につきまして、就学指導委員会の名称変更に伴い、引用しております文言の整理をするものでございます。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 一貫した指導の充実ということで、大変いいことかなと考えておりますが、具体的にこういうところがより改善されていくという、そういうことがあれば教えていただけるとありがたいです。

小泉青少年相談センター所長 従来、就学指導委員会につきましては、就学する子どもの就学先についての検討のみを行ってまいりましたが、ご承知のとおり、今年度から体制を整備した、医療的ケアのお子さんが既就学児の中にもいることから、この部分につきましても、同委員会から正式に建議をいただくということで、既に就学したお子さんについても、より、支援をしていこうというところが変更点でございます。

鈴木教育長 就学後の建議というのは毎年やるのですか。申出があってからですか。

小泉青少年相談センター所長 就学指導の相談の中で把握し、必要に応じて実施してまいります。また、場合によっては転入をしてくるお子さんもいることから、その情報に応じて検討してまいりたいと思います。

宇田川委員 要するに就学予定児だけではなくて、就学中も支援を充実させるということで、医療的ケア児なんかも今いるお子さんは対象だと思うのですけれども、過去に就学の時点で、例えば、看護師が一人つけば通常学校に行けたのだけれども、それがちょっと難しかったからということで、特別支援学校とかに行つたお子さんに関しては対象ではないという理解でよろしいのでしょうか。

小泉青少年相談センター所長 現状も就学相談の段階で、そのお子さんの就学先を決める際に保護者との丁寧な相談の中で決定しておりますので、もし、その保護者の方が今、就学先の中で、何らかちょっと相談したいという状況がありましたら、そのときに検討してまいりたいと考えております。

平岩委員 特に質問ではないですけど、医療的ケアというのが相模原市はこれからしっかりというところがありましたので、こういった文言の中に答申または意見を建議すると、言葉がしっかりと入るといえるのは、はっきり示せてとてもいいことだと思います。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第41号、「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第41号は可決されました。

令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

鈴木教育長 次に、日程 1 1、議案第 4 2 号、「令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」及び日程 1 2、議案第 4 3 号、「令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」は、事務局から一括して提案説明を行い、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、事務局から説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第 4 2 号及び議案第 4 3 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

はじめに、議案第 4 2 号、令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 4 2 号、別紙、令和元年度相模原市一般会計補正予算第 3 号、教育委員会所掌分の 2 ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、令和元年、台風第 1 9 号にかかる災害救助に伴う民生費の補正について、ご説明申し上げます。

上段の「款 1 5 民生費」、「項 3 0 災害救助費」、「目 5 救助費」でございますが、市道の土砂崩れ、並びに国道等の通行止めに伴う藤野南小学校及び藤野中学校の児童生徒の登下校時に使用するスクールバスの運行経路の追加や、現在使用している配送車とは別の車両を使用した青根小学校への給食配送業務に要する経費といたしまして、総額 6 億 5,651 万円のうち、701 万円を教育委員会が所掌するものとして増額するものでございます。

次に、関連して、このほかの主な被害等の概況をご報告させていただきます。

藤野北小学校におきましては、隣接する山林の土砂崩れにより、グラウンドへ土砂が流入し、学校を使用できない状態となっておりますことから、暫定的な措置として現在、市立ふるさと自然体験教室ふじの体験の森やませみにおきまして、授業を行っております。

スポーツ施設につきましては、昭和橋スポーツ広場、名倉グラウンド、やまなみ運動公園が被害を受け、現在も利用を中止しております。また、災害土砂の搬入場所等として、青野原グラウンド、名倉グラウンド、国体記念鳥屋グラウンドを提供しているところでございます。

次に、教育費の補正についてご説明申し上げます。

「款 5 0 教育費」でございますが、補正前の歳出予算額 4 9 6 億 7 6 8 万円に、1 億

420万円を増額し、計497億1,188万円とするものでございます。

次に、補正の主な内容でございます。中段の「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、説明欄1、職員給与費につきまして、教職員の児童手当新規請求の増加に伴い、1,300万円を増額するものでございます。

下段の「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」及び「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、それぞれの説明欄1、職員給与費につきまして人事委員会勧告等に対応するとともに、職員構成の変動等に伴い、小学校費を9,520万円増額、中学校費を400万円減額するものでございます。

続きまして、議案第43号、令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、ご説明申し上げます。

議案第43号、別紙、令和元年度相模原市一般会計補正予算第4号、教育委員会所掌分の6ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。

「款50 教育費」でございますが、補正前の歳出予算額497億1,188万円から948万円を減額し、計497億239万円とするものでございます。

次に、補正の主な内容でございます。中段の「項10 小学校費」、「目20 学校建設費」及び「項15 中学校費」、「目20 学校建設費」でございますが、それぞれの説明欄(1)トイレ整備事業及び(2)その他整備事業につきまして、国庫補助金の内定に伴い施工箇所の整理を行い、小学校費を8,155万円増額、中学校費を9,103万円減額するものでございます。

次に、関連する歳入につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきたいと存じます。

上段の「款55 国庫支出金」、「項10 国庫補助金」、「目45 教育費国庫補助金」、「節30 小学校建設費補助金」及び「節45 中学校建設費補助金」でございますが、教育環境の向上を図るため、トイレ整備事業等を実施するに当たり、国のトイレ整備事業交付金及び防災機能強化事業交付金を見込むものでございます。

中段の「款90 市債」、「項5 市債」、「目40 教育債」、「節5 小学校整備債」及び「節10 中学校整備債」でございますが、国庫補助金の内定に伴い、それぞれの説明欄の緊急防災・減災事業債を財源更正するとともに、1の学校教育施設等整備事業債及び3の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を記載するものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項10 小学校費」及び「項15 中学校費」でございますが、小学校校舎等整備事業及び中学校校舎等整備事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから、令和2年度への繰越明許費を設定するものでございます。

以上で、議案第42号及び議案第43号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いします。

小泉教育長職務代理者 議案第42号の救助費というところで、その金額が出ているのですが、これで足りるのかどうかというのは素人考えでちょっと難しいのではないかと不安なところがあるのですが、いかがでしょうか。

岩崎学務課長 ご説明の中で2件、この中にも入っております。スクールバスの関係と給食の車の関係でございまして、いずれにしましても台風第19号による被害が、先月発生しました。それ以降、学校も再開しておりますので、その中の対応としまして、既にスクールバスの対応をしている部分もございます。

今回、補正予算に計上させていただくのは、12月定例会議が始まります予定の11月19日以降に発生する部分で、今年度末までにかかる部分の経費として計上させていただいてまして、予算的には、この中で何とか対応できるものと考えております。

原田学校保健課長 もう1点、給食の配送委託というものがございます。これは予算的には来年の3月19日、つまり給食提供期間中を一応網羅した中で補正予算を計上させていただいておりますので、足りないということは、今のところ想定はしてございません。

以上でございます。

鈴木教育長 多分、小泉教育長職務代理者のイメージが災害復旧、復旧はもう何十億といふのだと思うのですが、これは災害救助ですので、ものが違うというご理解をいただければ。

小泉教育長職務代理者 わかりました。

鈴木教育長 他にご意見、ご質問はございますでしょうか。議案第43号の方で何かございますか。

トイレの関係は、国庫補助金の内定に伴ってということなのですが、箇所の増減はあ

りますか。財源的なやりくりだけですか。

小杉学校施設課長 基本的に当初予算では緊急防災・減災事業債という起債で予算を組んでいたのですが、ただ、それと並行して、国庫の要望をしておりました。ここで、国土強靱化事業の中で、そういう国直轄の補助事業ということで、国庫の内定が来ました。それはもともと申請を上げていたものに対して、満額で来たという結果になりまして、ただし、その内定が8月に来たものですから、事業になかなか着手ができなかったというようなことがございました。

なので、8月以降に着手する事業について、丸々繰り越しという事業、手続等をあわせて、まず財源が全部起債から国庫補助に変わったということと、上限というと、申請したものは一応全てついております。

ただ、当初予定していたものと比べますと、若干複雑なのですが、今現在、相模原市の公共施設マネジメントの中で長寿命化計画というのをやっております、その中で先行して校舎改造、改修を行っている学校が幾つかございます。それと、今回のトイレが重複していた部分がありましたので、その辺の事業の見直しというのをやっております。

なので、学校数でいうと小学校6校、当初予算で見ていたものが今現在は7校に増えていまして、逆に中学校では4校を見ていたトイレ改修が2校に減っています。

小泉教育長職務代理者 関連で。最終的にトイレ整備が整備された率は、現時点で、もしくはこれが入ると何個中何個とかってわかりますでしょうか。

小杉学校施設課長 調べて後ほど。

鈴木教育長 では、後ほどお願いします。

永井委員 いつもこのトイレの話題が出るたびに言わせていただいているのですが、やはり体育館などのトイレが全然バリアフリーではない、使いづらいというところも多いので、今後、避難所としての役割もあるので、一刻も早くどこの学校でも大丈夫なように整備をしていただければありがたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

小杉学校施設課長 おっしゃるとおりだと我々も思っております。

避難所でありますので、少しでもバリアフリー化と、あと洋式化を進めるべきだなと考えているところと、あとやはり、そもそも普通の校舎のトイレがちょっとまだ整備率として低い状況ですので、低学年のお子様とか、まだ和式を見たことがないという子どもがいる中で早急に、洋式化、トイレ整備を進めるというところを、優先してやるべきところもあるのではないかなと考えておるところもございます。よろしくお願いします。

平岩委員 災害救助費の方で、先ほどスクールバスですとか給食の配送にということだったのですが、これは復旧の方と大いにかかわると思いますが、そういった今の非常態勢というのは大体いつごろまでとか、目途というのは、今は全く立っていないですか。今、通常と違う状況で、いつぐらいまでという。

岩崎学務課長 道路の部分の影響が大きいのですが、今まで台風が過ぎ去った後、津久井土木事務所を中心に、様々な対応をしていると。その中で、例えばですけども、最初、藤野から青根につながっている県道76号というのがあるのですが、途中、藤野南小より青根小学校側が土砂の影響で通行止めになっていました。その部分が、ちょうど先週の金曜日からは片側、信号をつけながらも通れるようになったとか、そういうような復旧もあり、毎週のようにどんどん状況変わっているところがございます。

今回の補正予算につきましても、その状況がまだ、なかなか見えない中で最大限必要なところという形で、今はさせていただいていますので、今後、状況が変わってくれば、その状況の中でまたやり方は変えていきたいと思っております。

鈴木教育長 若干、教育委員会だけではなくて、都市建設局の道路ですとか、そういうところの状況が逐次、災害対策本部で変わってきていますので、なかなかいつまでというのはわからないのですけど。

発災直後、ここに教育委員会の職員が集まりまして、緑区の学校の一覧で水はどう、電気はどう、通学路はどう、あるいは給食はどうという確認をした中で、早く子どもたちに教育の場を再開したいということで、それぞれの担当の職員が現地に行って、バスが走れるかどうか、給食は運べるかどうかというのを確認しながら、ですから概ね、確か1日の休校で済んだ。ただ、これがいつまでというのは、まだ不確定な部分がありまして、特に藤野南小学校の子どもは、通常であれば10分のところを、今は50分かけて通学している状況がございました。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 それでは、他に質疑ご意見はございませんので、これより採決を行います。

議案第42号、「令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第42号は可決されました。

次に、議案第43号、「令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第43号は可決されました。

平成31年4月実施全国学力・学習状況調査の本市の分析結果について

鈴木教育長 次に、日程13、報告になります。

報告第9号、「平成31年4月実施全国学力・学習状況調査の本市の分析結果について」、事務局より説明します。

加藤教育センター担当課長 全国学力・学習状況調査の結果、分析につきまして、ご説明申し上げます。本案件は、今年度の全国学力・学習状況調査の結果、分析について報告するものでございます。

恐れ入りますが、A4判の2カ所どめの資料、平成31年度実施全国学力・学習状況調査についてをご覧ください。

資料前半は小中学校別、教科別の学力調査について。資料後半は、児童生徒質問紙について掲載しております。本分析結果につきましては、今後、市のホームページに公表する予定でございます。

それでは、分析結果の詳細についてご説明いたします。表紙をおめくりください。まず資料前半、学力についてです。小学校においては、全体的に全国と比べてやや下回っております。中学校においては、全国と比べてほぼ同程度です。

次のページをおめくりください。次から、教科別、小中学校別になります。教科別に見開きで詳細を掲載しております。左ページには、全体の正答率と領域の正答率を。右ページには内容と考察、改善に向けてを掲載しております。

それでは、まず小学校国語についてご説明いたします。右ページ中段の考察について、3つ目の星印をご覧ください。

小学校国語では、全ての設問について、無回答率が全国に比べて高く、後半の設問ほどその差が大きくなっております。このことから、粘り強く問題に取り組んだり、文章を読んだりすることに課題があります。

それに対し、下段の改善に向けての3つ目の星印をご覧ください。「読むこと」の力を付けるためには、内容の大体をつかみながら読めるようにするために、日ごろから文章を

読む習慣を身に付けること、音読して正確に読むこと、資料等との関連を意識しながら読むことが大切です。

次に、小学校算数についてです。ページをおめくりください。

右ページ中央の課題のあった設問の例にある問題は、割合に関する問題です。中段の考察の2つ目の星印をご覧ください。

「割合」をもとに数量を捉えて考える設問の正答率が低かったことから、「単位量あたりの大きさ」の見方・考え方を身に付ける必要があります。

下段の改善に向けての2つ目の星印をご覧ください。

割合に関する料と測定の力を高めるためには、数量関係を、割合をもとに考察したり、割合を根拠にして資料の傾向や特徴を説明したりすることができるようにする必要があります。

続いて、中学校国語についてご説明します。次のページをご覧ください。

右ページ中段の考察の1つ目と2つ目の星印をご覧ください。相手に分かりやすく伝える表現を考える力については概ね身に付いております。しかし、情報から必要なことを取り出して、伝えたい事柄について根拠を明確にして書くということに課題が見られます。

下段の改善に向けての1つ目の星印をご覧ください。

扱う情報が自分の伝えたい根拠としてふさわしいかを検討するとともに、読み手に分かりやすく伝えるよう、必要に応じて扱う情報について自分なりの考えを加えたりするように指導することが大切です。

次に、中学校数学についてご説明いたします。次のページをご覧ください。

右ページ中段の考察、2つ目の星印をご覧ください。

中学校数学は、関数の領域において、式やグラフを基にして日常の事象を解決する力に課題が見られます。

改善に向けてについては、1つ目の星印をご覧ください。

小学校の「割合」、「比例・反比例」についての学習を生かし、系統性を意識した学習ができるようにするとともに、「表」、「式」、「グラフ」を関連付けて考えられるようにすることが大切です。

次に、中学校英語についてご説明します。次のページをご覧ください。右ページ中段の考察の3つ目の星印をご覧ください。

「書くこと」に関しては、まとまりのある文章を書くときに、正しい文法の使い方や語

順、自分の考えを相手に伝えるための表現方法に課題があります。

下段の改善に向けての3つ目の星印をご覧ください。

まとまりのある文章を書くためには、初めは文単位から、徐々にまとまりのある文章に取り組むことが必要です。そのために、日ごろの授業から文を書く機会を設け、文法や語順の誤りについて、生徒自身が考えるようにしていくことが大切です。

続いて、児童生徒質問紙の分析結果について、ご報告します。

次のページをご覧ください。質問の内容は、 基本的な生活習慣、 自己有用感など、 学習習慣、 地域・社会とのかかわり、 ICT活用、 主体的・対話的で深い学びの6つに分けられます。

それでは、それぞれについてご説明いたします。右ページ上段をご覧ください。

まず、基本的な生活習慣についてです。

朝食を食べる習慣や起床時刻については、定着の傾向にあります。児童生徒が健やかに成長するためには、規則正しい生活習慣が大切です。ご家庭で、よりよい生活習慣を身に付け、温かく見守り続けていただくとともに、学校で、自立を促す働きかけを続けていくことが大切です。また、毎朝、朝食を食べて家族とよく話す児童生徒は、教科の正答率の平均が高くなっております。よりよい生活習慣は学力向上につながります。今後も学校と家庭が連携し、基本的な生活習慣の定着に努めることが重要です。

次に、自己有用感などについてです。ページをおめくりください。

左側のページ、 自己有用感、挑戦心、達成感に対する児童生徒の状況は、全国とほぼ同じ傾向です。学校と地域・家庭が連携し、一人ひとりのよさを引き出す工夫や、よさを積極的に見取り、認め励ます働きかけに意識的に取り組むことが大切です。また、自己有用感が高い生徒ほど、教科の正答率の平均が高くなっています。自己有用感を高める働きかけを意識して行うことが重要です。

次に、 学習習慣についてです。右のページをご覧ください

「自分で計画を立てて勉強をしている」は、全国と比べると低い傾向ですが、「学校の授業時間以外に勉強している時間」は全国より長い傾向にあります。また、「自分で計画を立てて勉強している」と答えた児童生徒は、教科の正答率の平均が高くなっています。自立的・自発的な学習習慣を身に付けることができるように、学校と家庭・地域の相互連携を図っていくことが大切です。

次に、 地域・社会との関わりについてです。ページをおめくりください。

地域の行事への参加や、地域や社会をよくすることへの意識に関する質問については、全国に比べて低い傾向にあり、また市内でも地域による違いが見られました。次期学習指導要領で示されている社会に開かれた教育課程の実現や、地域と学校のよりよい連携の中で児童生徒を育てていくことが大切です。

次に、ICTの活用についてです。右のページをご覧ください。

授業でのコンピュータなどICTの活用などについては、全国に比べ低い傾向にあります。児童生徒が情報を活用して、新たな価値の創造に挑んでいける力を育むために、各教科等の指導の場面で積極的にICTを活用する必要があります。また、日常生活に生かしていけるような情報活用能力を育む場면을工夫する必要があります。

最後に、主体的・対話的で深い学びについてです。最後のページをご覧ください。

習得した知識・技能を働かせ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成するためには、「主体的・対話的で深い学び」に基づく授業改善を一層進めていく必要があります。そのため、見通しと振り返りを行うことによって、主体的な学びを実現することや、言語活動の質の充実を図ることによって、「対話的な学び」を実現し、児童生徒が課題に対してどのように考えていくのかを意識した授業づくりを工夫していくことが大切です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見をいただきたいと思いますが、ちょっと読んでいただいて。

加藤教育センター担当課長 大変失礼いたしました。資料に文章が落ちているところがありました。申し訳ありません。中学校英語のページです。中学校英語の右のページの考察のところの3つ目の星印、「書くこと」に関しては、まとまりのある文章を書くときに、正しい文法の使い方や語順、自分の考えを相手に伝えるための、「の」で途切れていますが、この続きに、「表現方法に課題があります。」という文章があります。大変失礼いたしました。

鈴木教育長 それでは、これより質疑、ご意見等をいただきたいと思います。

小泉教育長職務代理者 まず毎年、学力テストを受ける子が違うので一概には言えないかと思うのですが、経年の変化というか、その特徴があればということ。それと考察の中、今もありましたけど、英語であれば表現方法に課題がありますとあるとか、その他もありますけど、それは相模原独自なのか、それとも全国的に児童生徒がそうなのかという

ようなこと。

もう1点言ってしまいますけれども、地域・社会とのかかわりの中で、地域によって格差があるよという話ですけども、これも受ける年によって違ったりもするかと思うんですけど、その辺の全体的な流れ、傾向も、まず教えていただけるとありがたいです。

加藤教育センター担当課長 経年の変化に関しては、年々全国との差というのは縮まっているというのがあります。ただ、それは相模原の傾向だけではなくて、全国的に縮まっている傾向にあるのですが、この資料の1ページ、相模原市の結果概要にあるように、昨年度は国語、算数、数学が、それぞれA、Bに分かれて出題されていたのですが、今年度はそのA、Bが一緒になっていたのも、ちょっと本年度は一概に昨年度と単純な比較ができない状況ではあります。また、英語をはじめとして、考察のところに書いた課題というのは、あくまでも相模原市の課題として考察をしているのですが、ものによって、例えば、算数の割合などは、やはり全国的に課題があるとされております。

さらに地域社会とのかかわりについての傾向ですが、ここに関しては、はっきりと昨年度と明確に差があると言える状況ではなく、似たような状況にあります。ただ、新学習指導要領が、その地域とのかかわり、社会に開かれた教育課程というのを目指していますので、本市としましてもそこを課題にして、今後対策を検討していければなと思います。

小泉教育長職務代理者 さらに関連して、その先の話になるのですが、やはり学力、特に相模原市は課題があるというのは数年前から言われています。A問題、B問題から変わった中でも、多少なりとも改善されているのかなと思うのですが、やはり学校、家庭、行政が一丸となってというか、連携した中でやるのが大切であるし、この結果を受けて、学校現場の先生たちがよりよい、その授業改善することが1つには学力向上、学力が上がればそれだけでいいということではないのですが、1つかなと思うのですが、そういう意味で行政的にはどのようなアプローチを学校現場にしているのでしょうか。また、具体的に、こんな取組が学校の中で実績として上がっているということがあれば教えていただけたらと思います。

加藤教育センター担当課長 行政の授業改善の取組としましては、各校に授業改善リーダーを置いて、その授業改善のあり方等の研修を積んでおります。例を挙げますと星が丘小学校などで、その授業改善リーダーが中心になって授業改善を進めることによって、数字としましては、この学力調査の数字が向上したという例がございます。

篠原学校教育課長 そのほかにつきましては、校長会と連携をいたしまして、学力向上委

員会がございますので、そちらに毎回指導主事が参加いたしまして、どのような取組をしていこうかと、毎回話し合いをさせていただいているところでございます。

喫緊では、学力向上委員会を中心といたしまして、特に分析をされた大学の先生を呼んで講演会を開いて、全ての校長先生に参加を呼びかけ、指導主事もそこに参加して、校長会と教育委員会と一体になって取り組んでいこうという形でやっているところでございます。

以上でございます。

平岩委員 質問です。ちょっと私の読む力の不足だと思いますが、後半部分の 以降なのですが、棒グラフがありますが単位は、これは何でしょうか。例えば、 のところの 94.4 とか 95.1 とかあるのですが、この単位は何で、あと「食べていますか」という質問に対して、「はい」という返事がこれに載っていると思ってよろしいですか。ちょっと見方がわからないのですが。

加藤教育センター担当課長 失礼いたしました。これに関しては、朝食を食べていますかについては、当てはまるとやや当てはまるの合計の割合です。

平岩委員 割合。

加藤教育センター担当課長 はい。

鈴木教育長 では、5段階に分かれている。

加藤教育センター担当課長 4段階です。例えば、質問 朝食を毎日食べていますかに対して、小学校が 94.4 とあるのは、94.4%の児童が当てはまる、またはやや当てはまると答えているということです。

平岩委員 ほかも全部パーセントで見てよろしいですか。

加藤教育センター担当課長 はい。ほかも全てパーセントです。

平岩委員 表によって横軸が5単位だったり1単位だったりすると、ちょっと分かりにくいですね。

永井委員 数字も大分違うから。

平岩委員 そうなのです。

鈴木教育長 ちょっと私の方から気になるのが、小学校国語の考察のところでは先ほど説明のあった、全ての設問について無回答率が全国に比べ高く、後半の設問ほどその差は大きくなっているというのは時間がないのですか。それとも、途中で嫌になってしまうというか。

加藤教育センター担当課長 嫌になっているかどうかはちょっと分かりかねますが、読解力に課題があり、やはり長い文章を読んでいるうちに時間切れになってしまうという傾向はあります。

ちなみに小学校国語の問題番号3 - 4、一番最後の問題に関しては、無回答率が全国は7.9に対して、本市は14.9と無回答率が非常に高く、後の問題ほど、選択問題・記述問題にかかわらず高いという状況にあります。

永井委員 今回、見やすくまとめていただいてありがとうございます。やはり全国との差が縮まってきているのは頑張っていたらいい成果が出ているのだなと思うと、ありがたいなと思います。これは地域格差とか、学校間格差が相当あるのではないかなと思うのですが、地域とのかかわりも含めて、子どもたちを巻き込む仕組みのある地域もあれば、全然そういうものもないし、親が連れて行かないと参加できないという地域もあるので、一概にそれが悪いとも言えないのですけれども、やはりそういうところの改善というのは地域活性化とかとかかわってきてしまうので、教育委員会だけで何かできるということでもないのかなとは思いますが、相模原市を挙げて、ぜひ協調して取り組んでいただければありがたいなと思います。

あとは学校間格差があるというのが、なぜかというのは難しいとは思いますが、隣の学校同士で全然成績が違うということもあると思うので、何が違うんだろうというところをもうちょっと分析して教えていただけるとありがたいなと思うので、もし出来るようでしたらよろしくお願いします。

鈴木教育長 それは要望みたいな。

永井委員 そうです、要望ですね。今、質問という形ではないですけど。

鈴木教育長 ちょっと私が気になったのは、学習習慣で学校の授業以外に勉強をいっぱいやっていると、全国より多いんですけど、なかなか主体的に学んでいないということなのですかね。

加藤教育センター担当課長 この設問の学校の授業時間以外というのは、例えば、宿題とか塾とかの時間も含まれますので、「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」という質問に対しての回答がかなり重要になってくるのではないかなと思います。そこにも記しましたが、今後は自立的、自発的な学習習慣を身につけることが重要であると考えております。

平岩委員 意見というか感想ですけど、小学校の国語で、やはり漢字力がないのかなと

いうところと、それから小学校と、中学の算数、数学ですけど、単体量当たりの大ききですとか関数ですとか、ここから先の生きる力になるべき基礎的なところがやはり身につけていないというのがちょっと気になります。

それと、学習習慣の中で読書の時間を聞いていまして、これは全国とかと比べて横並びですが、先ほどパーセントということでしたので、横と並んでどうかというよりは、パーセンテージが大変低い、やはり読書量が少ないというのは、これは比較するものではなくて、やはり相模原市としてきちんとこういう読むとか、読み取る力とかというのは、つけていかなければ、関数とか数学に関しても十分に関係してくることで、こういった全国や神奈川県との比較だけではなくて、本当にその数字がどうなのというところを、やはり見ていかないといけないなと思います。

鈴木教育長 本当におっしゃるとおりだと思います。その基礎的な部分と、やっぱり読解力というところと今、とかく新聞をなかなか読まなくなってきていますので、そういうところを教育委員会としたら取り組んでいきたいと思っています。

宇田川委員、何かありますか。

宇田川委員 今、お話を伺う中で、やはり自分で児童自身が考えるというところが一番基本になるのかなというところが。自分なりに考えて、自分の意見を持つというところが、何か全てのところにつながっているのかなと。

例えば、算数なんかでも割合のところは苦手というところでも、ただ単に文字の、数字の操作だけではなくて、やはり実感を伴って分かっていくというところにつながっていくには、やはり自分でまず考えるというところなのかな。それで自分で考えて分かるというようなプロセスがあると、多分おもしろくなるので意欲にもつながると、その自発性だったり主体性だったりというようなところにもつながっていくし、主体的、対話的で深い学びといったところも実現につながっていくのかな。なんていうことを、今ちょっとお話を伺いながら思いました。

あともう1点、永井委員からもあったように、その地域による格差というか、そういった違いについて、その原因が何なのかといったところを、ちょっとやはり考えると、今度はまたその地域の特性に応じたとか、その小学校の現状に応じた形での対応策というのが考えられるのかな。なんては思いました。

以上です。

小泉教育長職務代理者 要望にはなりますけれども、やはり私も読書というのは全ての教

科にも通ずるところがありますし、今大学で教えているのですが、本当に読まない。もちろん新聞も見ないというところもありますので、これは日本全体の話になろうかと思えます。図書館教育の充実とかというところも考えていただけたらなと思えます。

あわせて、ICTのところですが、積極的にICTを活用する必要があるというならば、整備をしっかりとしたほうがよりいいのかなという、これはあくまで感想です。

以上です。

鈴木教育長 今、いろいろな委員からご意見をいただきました。これは客観的な結果ですが、これをどう生かしていくかというのが今後問われてくると思えますので、今の意見をもとに検討を進めていきたいと思えます。

篠原学校教育課長 今後につきまして、現在学習支援員ですとか、補習授業等を行っておりますが、今後、学力向上保証検討委員会というプロジェクトチームを立ち上げまして、実際にこれから、今はどちらかという対症療法的な部分が多くありますので、根本的にどうしていこうかということ今年度と来年度、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

鈴木教育長 そういう中では、小泉教育長職務代理者がおっしゃったような読書とか、そういうところをぜひ検討するようお願いしたい。

永井委員 追加で申し訳ないです。学校の先生の子どもたちの興味を引く力というのが、やはり重要なのではないかなと思うのです。ノーベル賞を取った方も学校の先生が、この本はいいよと薦めたから、それを読んだことがきっかけになった、その道に進みきっかけになったという言葉もありましたけども、まず先生が本を読んでいないのかもしれないという気もちょっとするのですよね。

それもありますし、大人が本を読んでいない社会で、やはり子どもに薦めるということも難しいかなと思うので、やはり先生方が、まず本を読む、知識を貪欲に吸収する、あとはそれをどうやったら子どもたちが興味を持って学びたい気持ちになるかというのを考えながら教室に持っていかれるように、ぜひ支援をお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

鈴木教育長 それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

鈴木教育長 それでは、今日の日程は全て終了になります。

小杉学校施設課長 先ほどの小泉職務代理からのご質問で、トイレ整備事業の今回の補正後のパーセンテージですけれども、約76%です。

小泉教育長職務代理者 76%が着手済みということですね。はい、ありがとうございます。

鈴木教育長 ちなみに箇所数でいうと。

小杉学校施設課長 箇所数でいうと、全体で1,032カ所中783カ所ほどになっています。

鈴木教育長 1,032というのは、男子と女子とあるけど、ワンフロアにあれば1カ所ですか。

小杉学校施設課長 男女で1カ所です。ワンフロアで2カ所ある場合もありますけども、男女で1カ所という。

鈴木教育長 男女で1カ所。よろしいですか。

小泉教育長職務代理者 はい、ありがとうございました。

鈴木教育長 前回、定例会後から約1カ月の間における私の活動状況報告ですが、ご承知のとおり10月12日以降、災害対応でイベント等もいろいろなものが中止になって、ほとんど庁内で災害対応をやってまいりました。その中でも、10月30日は神奈川県都市教育長協議会というところへ出席して、相模原市の状況、あるいは子どもの置かれている状況を説明したら、やはりほかの市の教育長は、神奈川県内でも、相模原市の状況ってひどいんだ、何かお手伝いすることがあればというお申出をいただいたところです。

また11月1日にはJAXAの移転30周年記念式典に出てまいりまして、本来は萩生田文部科学大臣が出席のときだったのですが、いわゆる大学入試の関係で副大臣が来られました。

翌11月2日にはいじめ防止フォーラム、これは緑区の小中学生に出席いただいて、いろいろ実り多いフォーラムになったと思います。主にはそんなところでございました。

では、ここで次回の会議予定日を確認させていただきます。次回は12月20日、金曜日、午後6時から、この教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 それでは、次回の会議は12月20日、金曜日、午後6時からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会

午後 4 時 5 2 分 閉会